

基本目標 2 健康で健やかなまちづくり

1 地域共生社会の実現



施策の目的

地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

現状と課題

- 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。
- 地域の高齢者、障がいのある人、子育て世帯などの支援を必要としている住民を地域全体で支え、誰もが住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が送れるまちづくりを進めています。
- 「山口県福祉のまちづくり条例」により、公共施設の利用者、特に高齢者、障がいのある人などが円滑に利用できるための施設整備を促進しています。
- 「田布施町地域福祉計画」に人権、消費者保護を盛り込み、安心して暮らせるまちづくりを進めることが求められています。

施策の体系

地域共生社会の実現

1 共に生き支え合うまちづくりの推進



地域の方と一緒に歩道橋の清掃活動（田布施西小学校）

主要な施策

1 共に生き支え合うまちづくりの推進

- (1) 誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるようにするため、「田布施町地域福祉計画」や「田布施町高齢者保健福祉計画」に基づき、「地域共生社会」の実現に向けて、住民・関係機関、各種団体と行政が連携し、地域住民が互いに助け合い、支え合うしくみづくりの一環として地域福祉を推進します。
- (2) 地域社会を構成しているすべての人々がさまざまな個性や違いにも関わらず、誰もが安全・安心で快適な日常生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりを推進します。
- (3) ノーマライゼーションの理念に立ち、障がいのある人が障がいのない人と同じように暮らすことができる社会づくりを促進します。
- (4) 地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指して、複合的課題などへの包括的な支援や分野をまたがる総合的サービスの提供が可能となるように取り組むとともに、参画できる人材の育成支援に努めます。

個別計画・関連計画

- 田布施町地域福祉計画
- 田布施町高齢者保健福祉計画



みんなのカフェ（高齢者いきいき館）

基本目標 2 健康で健やかなまちづくり

2 地域福祉の充実



施策の目的

地域住民や行政が協力し、助け合い支え合う体制をつくり、支援を必要としている人やその家族が自立した生活を送れる地域社会を構築します。

現状と課題

【地域福祉の背景】

○本格的な少子高齢化社会の到来、核家族化や単身世帯の増加、家族意識の変容などが進む中、家族や地域が相互に支え、助け合う社会的なつながりが薄れつつあります。支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送れるように、地域住民や行政が協力し、助け合う体制づくりが求められています。

【情報提供と相談支援】

- 町広報や町ホームページなど、さまざまなメディアを通して、福祉に関する幅広い内容のコンテンツを住民に周知しています。
- 生活相談、各種サービスの情報提供や援助につなげる取組に加え、児童や高齢者、障がいのある人への虐待問題など深刻な問題への対応など、民生委員・児童委員が果たす役割は大きくなっています。常に住民の立場に立って相談・支援活動を行う民生委員・児童委員が、地域にあるさまざまな問題を把握し、その支援に積極的に取り組むことができるよう、行政として、その活動を支援する必要があります。
- 民生委員児童委員の戸別訪問は、プライバシー保護の意識の高まりにより、実態調査が以前より困難になっています。さらに、地域から孤立した高齢者も少なくないため、支援が必要な高齢者を見逃さないように、民生委員や田布施地域包括支援センターの職員が活動をしています。

【高齢者の見守り】

- 平成27年に「田布施町高齢者見守りネットワーク」を構築しました。見守り事業への協力業者は、令和元年には16社に増加しています。
- 「田布施町高齢者見守りネットワーク」への登録者数は増えていますが、徘徊の恐れのある高齢者の情報を十分に把握できていない状況で、警察や地域などとの連携強化が必要となります。

【生活の支援】

- 柳井地域生活支援センターの専門職員による「こころの相談」を実施しています。また、生活に困窮している人たちの多様な相談に対応するため生活困窮者支援調整会議に参加し、田布施町社会福祉協議会、グリーンコープ山口、県柳井健康福祉センターなどと情報共有し、包括的な支援に取り組むとともに、定期的に広報などで情報提供しています。また、支援活動の啓発についても検討しています。

施策の体系

地域福祉の充実

- 1 地域で見守る福祉
- 2 相談・指導体制の充実
- 3 援護サービスの充実
- 4 生活自立への福祉支援

主要な施策

1 地域で見守る福祉

- (1) 田布施町社会福祉協議会や地域福祉活動団体などと連携し、さまざまな機会を通じて、支え合いなどの各種地域活動の必要性や地域福祉に関する理解を深める情報提供及び普及啓発活動などを行っていきます。また、地域福祉の担い手となる民生委員・児童委員や田布施町社会福祉協議会、地域福祉活動団体などを支援するとともに、その役割や活動内容を広く住民に周知します。
- (2) 高齢者保健福祉実態調査や日々の相談、見守り活動の中から支援の必要な人を早期に発見できるよう取り組みます。民生委員・児童委員や田布施地域包括支援センター、田布施町社会福祉協議会、町との連携を強化し、支援が必要な高齢者を見逃さないように努めます。
- (3) 高齢者などが、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう「田布施町高齢者見守りネットワーク」の住民への周知に努めるなど、地域の見守り活動の充実を図ります。

2 相談・指導体制の充実

- (1) 支援を必要とする人々に対する生活相談への対応や助言などについて関係機関と連携して対策を実施します。

3 援護サービスの充実

- (1) 県柳井健康福祉センター（東部社会福祉事務所）との連携を強化し、援護を必要とする世帯の実態を的確に把握し、生活保護制度の適正な運用に努めます。また、県や田布施町社会福祉協議会などの各種制度資金の活用を図りながら自立支援の強化に努めます。

4 生活自立への福祉支援

(1) 生活に困窮する人の多様な相談に対応するため、民生委員・児童委員、田布施町社会福祉協議会などの関係機関と連携を密にし、迅速な対応に努めるとともに、各種社会保障制度や生活福祉資金などの活用に関する助言、指導の充実に努めます。また、「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者に対する包括的な支援体制を構築し、生活の自立に向けて、県柳井健康福祉センター（東部社会福祉事務所）などの関係機関と連携した支援に努めます。さらに、判断能力が不十分な人を保護し、支援する成年後見制度の利用促進に努めます。

個別計画・関連計画

●田布施町地域福祉計画



地域づくりセミナー（城南）の様子



「支えあい まりふ」の様子

基本目標2 健康で健やかなまちづくり

3 高齢者福祉の推進



施策の目的

医療・介護・介護予防・住まい・生活支援などのサービスを一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」を推進し、高齢者が生き生きと暮らすまちを目指します。

現状と課題

【高齢化の状況】

○町の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は、35.7%（令和2年1月1日現在 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」）で、今後ますます高齢化が進み、介護サービスの利用者や保険給付費は増加すると予想されています。

【地域包括ケア】

○在宅医療・介護連携推進事業及び生活支援体制整備事業を通じて、医療・介護・地域の連携を推進しています。「地域包括ケアシステム」の構築には、地域住民の互助による助け合いが欠かせませんが、地域住民の理解・機運の醸成を高める必要があります。

【介護サービス・介護予防】

- 自立支援・重度化防止の視点に立ったケアプラン作成のため、介護支援専門員（ケアマネジャー）への啓発に努めるとともに、リハビリ専門職など多職種が関与するしくみづくりが必要となっています。
- 要介護度が悪化した場合に、すぐに施設入所を検討するのではなく、できる限り住み慣れた地域で生活できるようにするため、多様なサービスの導入を図る必要があります。
- 田布施地域包括支援センターにおいて、住民などからの各種相談に対応しています。相談件数は年々増加し、内容も高度化・複雑化しているため、マンパワー不足が懸念されており、高度化・複雑化する相談へ対応するためには、他の機関などとの連携を進める必要があります。
- 町保健センターでは、出前講座や生きがい教室などにおいて、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）・認知症予防、低栄養などについての講座を実施しています。概ね順調に進んでいますが、若年層の参加者が伸び悩んでいます。

介護サービス受給状況

（単位：人）

人数	65歳以上人口	要介護（要支援）認定者数			居宅介護（介護予防）サービス受給者数	施設介護サービス受給者			
		合計	要支援	要介護		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院
	5,414	861	216	645	430	88	91	1	27

資料：介護保険事業状況報告（令和2年9月分）

居宅介護（介護予防）サービス実績

(単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問サービス	2,745	2,364	2,341
通所サービス	4,090	3,052	2,919
短所入所サービス	627	594	464
福祉用具・住宅改修サービス	2,823	2,975	2,976
特定施設入居者生活介護	120	108	99
介護予防支援・居宅介護支援	5,925	4,991	4,792
地域密着型（介護予防）サービス	1,194	1,285	1,236
施設サービス	2,617	2,682	2,608
合計	20,141	18,051	17,435

資料：介護保険事業状況報告

【自立・社会参加】

- 各種高齢者福祉サービスの登録者は増えていますが、支援を必要とする高齢者が切迫した状態で発見されるケースが増えていきます。個人情報保護により民生委員・児童委員などの実態把握が困難になり、早期発見が課題となっています。
- 平成30年度から高齢者の運転免許証自主返納を推進するため、返納者に買い物送迎サービスの回数券を支給しています（平成30年度は11人、令和元年度は17人）。

老人クラブの加入状況

(単位：人・%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
クラブ数	18	18	17
会員数	755	755	668
加入率	11.7	11.6	10.6
60歳以上人口	6,455	6,486	6,481

資料：健康保険課

【高齢者の虐待防止・権利擁護】

- 高齢者虐待にかかる情報の収集体制を検討する必要があります。
- 認知能力が低下した高齢者が、必要に応じて成年後見制度や権利擁護制度を利用できるよう支援を行っています。
- 家族・親族が遠方に在住する独居高齢者などの増加による潜在的需要の増加が見込まれています。また、成年後見制度などの活用について、家族などの認識があまり高くありません。

施策の体系

高齢者福祉の推進

- 1 地域包括ケア体制の推進
- 2 介護サービスの充実
- 3 介護予防の推進
- 4 自立と社会参加活動の促進
- 5 高齢者の虐待防止、権利擁護の推進

主要な施策

1 地域包括ケア体制の推進

- (1) 医療と介護の連携を強化し、また、田布施町社会福祉協議会や各種地域住民主体の団体の活動をネットワーク化することにより、高齢者が尊厳を保持しながら可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域共生社会を踏まえ、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援などのサービスを一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」を推進します。
- (2) 「オレンジカフェ」などの認知症ケアの充実を図るとともに、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度を活用し、高齢者やその家族の生活を支援します。

2 介護サービスの充実

- (1) 介護が必要な状態になっても自らの意志に基づき、自立した質の高い生活が送れるよう、また、家族にとって過重な介護負担が強いられないように介護体制の整備を促進します。
- (2) 介護保険事業の円滑な推進に努めるとともに、介護給付の適正化を図ります。
- (3) 地域密着型サービスの利用環境を整備するとともに、介護者の相談に対する窓口などの充実を図ります。

3 介護予防の推進

- (1) 田布施地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメント、総合相談体制の整備、包括的・継続的マネジメントの推進を図ります。その一方で高度化・複雑化する相談へ対応するため、他の関係機関などとの連携を進めていきます。
- (2) 寝たきりや認知症を予防するため、関係機関と連携を図り、フレイル（加齢により心身が衰えた状態）やロコモティブシンドロームに対する予防・改善、低栄養の予防・改善、口腔機能の向上などの高齢者の健康づくりの活動に努めます。
- (3) 「いきいき百歳体操」や住民主体の集いの場の拡充及び参加者の増加などに取り組みます。

4 自立と社会参加活動の促進

- (1) ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などに、緊急通報装置を設置し、急病や災害などの緊急時の適切な対応や、配食サービス・高齢者福祉タクシー利用助成・生活管理指導などの生活支援実施しています。また、家族介護者への支援として、ねたきり老人などのおむつ助成などの生活支援を実施します。
- (2) 田布施町老人クラブ連合会と連携し、スポーツや文化活動、高齢者同士の交流や世代間交流、ボランティア活動や地域コミュニティ活動などに取り組み、高齢者の社会参加を促進します。また、活動内容の周知を図り会員の増加を目指します。
- (3) 田布施町社会福祉協議会と連携して、高齢者が地域で生活し、交流できる環境づくりや、地域での支え合い活動に取り組みます。
- (4) ひとり暮らし高齢者などが、通院、買い物などに利用できる高齢者福祉タクシー利用助成などの制度の拡充を行います。
- (5) 田布施町社会福祉協議会と連携して実施しているサービスの充実や周知に努め、利用者の拡大を図ります。

5 高齢者の虐待防止、権利擁護の推進

- (1) 高齢者の虐待防止対策として、田布施地域包括支援センターを中心に、警察などの関係機関と連携し、虐待の早期発見に努めます。また、高齢者虐待防止に関する関心や意識を高めていくための普及啓発を行います。
- (2) 権利擁護に関わる情報提供や相談を田布施地域包括支援センターで実施するとともに、判断能力が不足する身寄りのない高齢者には、関係機関と連携し成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を支援し、制度の利用を推進します。

個別計画・関連計画

- 田布施町高齢者保健福祉計画

基本目標2 健康で健やかなまちづくり

4 障がい者（児）福祉の推進



施策の目的

障がいへの理解を深め、保健・福祉・生活支援サービスを充実し、障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、安心して生活できるまちを目指します。

現状と課題

【障がい者（児）福祉の背景】

- 平成18年度に障害者自立支援法（現「障害者総合支援法」）が施行され、障がい（身体、知的、精神）の種別に関わらず、障がい福祉サービスを利用するためのしくみが一元化されました。町でも「田布施町障がい者計画」に基づき、障がい者施策に取り組んでいます。
- 町には、身体障害者（児）手帳、知的障害者（児）療育手帳、を合わせて、768人（令和2年3月31日現在）が手帳を所持されていますが、所持者は増加する傾向にあり、障がいのある人の高齢化も進んでいます。
- 今後も、障がいのある人の交流機会の拡充、就労の場の確保、また、公共施設のバリアフリー化やノーマライゼーションの理念の啓発など、障がいのある人が自立し、社会参加できる環境づくりが必要です。

障害者（児）手帳所有者数の推移

（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者（児）手帳	573	577	592	604	619	624
知的障害者（児）療育手帳	116	119	121	128	140	144
精神障害者保健福祉手帳	72	78	82	89	96	93

資料：町民福祉課

注：各年3月31日現在

【保健・福祉・生活支援】

- 身体障害者手帳1～3級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A・Bを所持する在宅の障がい者に初乗り運賃分のタクシー料金割引証を月4枚分助成するとともに、常時車椅子などを利用しなければ生活できない人は一回につき1,000円助成していますが、未申請の人も見受けられます。
- 発達障がいなどに関する知識を有する専門員が、保育所などの子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回などを実施し、施設などの支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言などの支援を行っています。

【自立・社会参加】

- 障がいのある人のためのサービスとして、就労移行支援、就労定着支援を実施しています。
- 身体障害者相談員 2 名、知的障害者相談員 1 名に委託し、身体に障がいのある人や知的障がいのある人に対し、相談に応じたり必要な指導助言を行っています。
- 「田布施町心身障害児（者）父母の会」を「さくら園」の指定管理者として、主に知的障がいのある人が作業を行っていますが、「田布施町心身障害児（者）父母の会」の会員の高齢化に伴い、指定管理体制が保たれるか懸念されています。
- 田布施町地域自立支援協議会で、「障害者差別解消法」における地域協議会として障がい者差別に関する相談事案の情報共有、協議を通じた事案解決のための取組を進めています。

施策の体系

障がい者（児）福祉の推進

- 1 保健・福祉・生活支援サービスの充実
- 2 自立と社会参加の推進
- 3 障がい者の虐待防止

主要な施策

1 保健・福祉・生活支援サービスの充実

- (1) 「障害者基本法」に基づき策定した「田布施町障がい者計画」に掲げられた各種施策について推進します。
- (2) 障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、安心して生活できるよう、地域共生社会を踏まえた、自立支援事業や地域生活支援事業などのサービスを行います。また、家族や本人の事情による緊急時の対応が図られるよう、柳井圏域での環境整備を図ります。その他、心身に障がいのある人の福祉の増進を図るため、移動手段として身障者福祉タクシーの利用助成を実情に応じた制度となるよう、適時見直します。
- (3) 精神保健・難病対策については、県柳井健康福祉センター（東部社会福祉事務所）と連携を図りながら相談などの事業の充実を図ります。
- (4) 障がいの原因となる疾病などの発生予防と早期発見のため、健康診査、指導などの保健サービスの提供を図ります。
- (5) 障がいのある人が安心して医療などを受けることができるよう、医療費助成を行うことで、自己負担の軽減を図るとともに、制度の拡充を県に対して働きかけます。

2 自立と社会参加の推進

- (1) 障がいのある人が可能な限り一般雇用に就くことができるよう、関係機関と連携して、事業所などの理解と協力を求め、就労の場の確保に努めます。
- (2) 田布施総合支援学校と連携して、就業体験などの機会の提供など、障がいのある人の社会参加へ向けての支援を行います。
- (3) 障がい者団体の活動を支援するとともに、障がいのある人の社会参加の意欲を高めるため、文化、スポーツ、レクリエーション行事などへの参加を促進します。
- (4) 障がいへの理解を深めるため、交流機会の拡充を図ります。
- (5) 県柳井健康福祉センター（東部社会福祉事務所）、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所などの専門機関の相談機能を活用するとともに、町でも障がい者（児）相談支援事業を実施します。また、障がいのある人及びその家族の精神的な支えとなる身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員の制度の周知を図るなど、障がいのある人の相談指導体制の充実を図ります。
- (6) 在宅で心身に障がいのある人で、事業所などに雇用されることが困難な人が通所する授産施設である町心身障害者福祉作業所「さくら園」の施設運営を指定管理制度で行い、その能力に応じた授産指導や生活訓練などを実施しています。また、持続的な活動を行うための指導員の確保・育成に努めます。
- (7) 「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去に努めます。

3 障がい者の虐待防止

- (1) 「障害者虐待防止法」に基づき、関係機関などと連携し、障がいのある人に対する虐待などの早期発見に努めます。また、障がい者虐待防止に対する関心や意識を高めるための普及啓発を行います。

個別計画・関連計画

- 田布施町障がい者計画

基本目標 2 健康で健やかなまちづくり

5 健康づくりの推進



施策の目的

住民一人ひとりが主体的に生活習慣を改善し、健康なライフスタイルを確立することができるよう、健康づくり活動を推進します。

現状と課題

- 町では、だれもが楽しく健康づくりに継続して取り組めるよう、健康マイレージを実施するとともに、県が配信する「やまぐち健幸アプリ」と連携し、健康づくりに取り組んでいます。健康マイレージの新規登録者を増やす必要があります。
- 生活習慣病予防のため各種がん検診を実施し、特定の年齢の自己負担を免除するなど受診勧奨や啓発に力を入れています。また、特定健康診査と同時に受診できるよう総合検診などを行っていますが、若年者など新たな検診受診者が少ない状況です。
- 特定健康診査により特定保健指導の対象となった人には、町の保健師・栄養士が保健指導を行っており、栄養指導などが必要な場合は、高齢者いきいき館で健康・栄養相談を月1回実施しています。
- 母子保健推進協議会、食生活改善推進協議会、生活改善実行グループ推進協議会、老人クラブ、婦人会などに健康づくり活動への取組を促していますが、積極的な活動には至っていません。

施策の体系

健康づくりの推進

1 健康づくりの推進



検診（検診車）の様子

主要な施策

1 健康づくりの推進

- (1) 「田布施町健康増進計画」に基づき住民の健康意識を高める啓発に努めるとともに、日常の健康管理や健康づくり活動を推進することにより、住民一人ひとりの主体的な生活習慣の改善と、健康なライフスタイルの確立を目指し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ります。また、「やまぐち健幸アプリ」事業をはじめ、県と連携して健康づくりに取り組みます。
- (2) 疾病の早期発見・早期治療のため、各種検診事業を実施するとともに、検診の受診率向上のため、受診勧奨や啓発に力を入れます。また、栄養、運動、休養などすべての面で均衡のとれた生活習慣の確立を目指し、健康なまちづくりを推進していきます。
- (3) 運動などの生活習慣や食生活を改善するため、特定健診の結果に基づく特定保健指導、健康教室などを実施します。また、住民の健全な食習慣の確立を図るために、食育に関する情報を提供し知識の普及に取り組みます。
- (4) 住民の自発的な健康づくりを推進するため、母子保健推進協議会、食生活改善推進協議会など、各団体の活動を支援します。
- (5) 健康づくり教室、健康相談などの実施や「いきいき百歳体操」、「町歌体操」の普及に取り組み、住民の健康づくりの推進に努めます。

個別計画・関連計画

●田布施町健康増進計画



いきいき百歳体操

基本目標 2 健康で健やかなまちづくり

6 地域医療・救急医療体制の充実



施策の目的

医師の確保、医療機関や関係団体との連携、救急医療体制づくりなどを進め、多様で充実した保健・医療・福祉サービスが提供できる体制の整備を進めます。

現状と課題

【医療体制】

- 町の救急医療については、近隣市町の医療施設に依存しています。休日・夜間の救急医療は、初期救急医療を柳井市内に設ける休日夜間応急診療所、二次救急医療を周東総合病院、三次救急医療を国立病院機構岩国医療センターで対応する体制になっています。
- 急な病気やけがをしたときに看護師などから電話でアドバイスを受けられる山口県救急安心センター事業（#7119）を令和元年7月に県内で開始しました。また、15歳未満の相談は小児救急医療電話相談（#8000）を活用するよう周知を行っており、令和元年度の実績は、#7119が48件、#8000が64件となっています。
- 柳井圏域1市4町で運営費を負担し、二次救急医療体制の充実に努めていますが、柳井保健医療圏は医師不足が深刻化しています。
- 地元で安心して出産・子育てできるように、柳井保健医療圏の産科医を1市4町で支援しています。また、産科医の過重勤務を軽減するため夜間・休日の待機医師の確保や日中の医師派遣を支援していますが、産科医や助産師の確保が課題となっています。

近隣市町の医療施設数・病床数（療養型を含む）

	病 院		一般診療所		歯科
		病床数		病床数	
田布施町	—	—	6	19	6
平生町	1	476	9	19	4
柳井市	4	1,038	39	49	18
光市	6	819	38	20	20

資料：山口県各健康福祉センター

注：令和3年1月21日時点

施策の体系

地域医療・救急医療体制の充実

1 医療体制の充実

2 高齢者保健・医療・福祉の連携

主要な施策

1 医療体制の充実

- (1) 救急・急病などに対する医療体制は、医療機関や関係団体との連携のもとに、疾病の予防・治療など、現在の地域医療体制を守っていきます。
- (2) 山口県救急安心センター事業（#7119）や、小児救急医療電話相談（#8000）の普及啓発に取り組むことにより、不要不急な救急車の要請を削減し、持続的な医療供給体制に取り組めます。
- (3) 柳井圏域で医師の確保に努めていくとともに、休日夜間応急診療所の運営、二次救急医療体制などの維持に努めます。
- (4) 柳井保健医療圏の関係市町で周産期医療支援事業を引き続き実施し、周産期医療の人的支援や施設などの整備・維持に努めます。

2 高齢者保健・医療・福祉の連携

- (1) 町、関係機関、事業者などの連携により、多様で充実した保健・医療・福祉サービスが円滑に提供できるよう体制の整備を進めます。また、「田布施町高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者の健康の保持増進に努めます。

個別計画・関連計画

- 田布施町健康増進計画
- 田布施町高齢者保健福祉計画



休日夜間応急診療所（柳井市）

基本目標 2 健康で健やかなまちづくり

7 公的医療保険の安定運営



施策の目的

国民健康保険事業と後期高齢者医療事業の適正な運営を図ります。

現状と課題

【国民健康保険】

- 平成30年度より都道府県で財政運営が行われることとなり、順調に推移しています。保険給付費は全額県により措置されることから、今後は県に納める事業費納付金を縮減するための取組と保健事業の推進が重要となります。
- 令和元年度は低迷する特定健診の受診率向上のための各種取組を展開し、結果として法定報告ベースでの受診率は29.8%（前年度25.3%）、保健指導終了率24.4%（前年度15.4%）となっています。今後も継続的に受診率の向上のために取り組む必要があります。

【後期高齢者医療】

- 人口が減少する中、高齢化により高齢者数は増加を続け、後期高齢者医療の医療費は年々増加しています。国民健康保険と同様に、今後も保険事業等を推進し、医療費の抑制に努めていくことが重要になります。

施策の体系

公的医療保険の安定運営

1 国民健康保険事業の適正な運営

2 後期高齢者医療事業の適正な運営

主要な施策

1 国民健康保険事業の適正な運営

- (1) 医療費の抑制につなげるため、被保険者の健康増進を図り、保険、福祉、医療の連携によって健康診査や保健指導を進めます。また、国民健康保険特別会計の健全運営に向けて、国・県の補助制度の充実を働きかけるとともに、制度改正への適切な対応に努めます。

2 後期高齢者医療事業の適正な運営

- (1) 運営主体の山口県後期高齢者医療広域連合と連携・協力し、高齢者に対する個別的支援や通いの場などへの積極的な関与を行うなど、高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施に向けて取り組みます。

個別計画・関連計画

- 田布施町健康増進計画
- 田布施町高齢者保健福祉計画



イベントでの町保健師による血圧測定の様子